

(略)

東京都監査委員	山	田	ひろし
同	中	山	信 行
同	茂	垣	之 雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和 3 年 1 2 月 2 8 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、東京都交通局品川自動車営業所（以下「本件営業所 1」という。）及び南千住自動車営業所（以下「本件営業所 2」という。）において職務専念義務に違反して勤務しない職員 A らに対する給与の支出は違法・不当であるとして、その返還を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。また、請求期間について、法第 2 4 2 条第 2 項では、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをするにはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

1 本件請求のうち本件営業所 1 における給与の返還等を求める部分について

請求人は、本件営業所 1 において、令和 3 年 8 月ないし 1 0 月の間の 1 3 日間、実際には勤務記録簿に記載された勤務内容どおりに勤務してない職員（以下「職員 A」

という。)を指摘し、当該職員が職務に専念する義務や上司の職務上の命令に従う義務等に違反していること(主張1)、令和3年10月の5日間、苦情処理簿に記載された所要時間が過大であり上司の目の届かない場所で作業している職員Aを指摘し、職員Aが職務専念義務に違反し上司が管理監督責任を懈怠していること(主張2)、勤務整理表には「勤務時間帯は基本的に7時00分から15時45分とする」、「乗務員の勤務時間等の見直しに関する確認書(平成22年10月20日東京都交通局自動車部長・東京交通労働組合自動車部長)」には、乗務員の超過勤務時間の算定基礎となる標準勤務時間は「準備時間、乗務時間、退勤時間の合計で7時間45分とする」とされているにもかかわらず、本件営業所1におけるバスの運行のうちバス車両の出庫から入庫までの時間が、1時間58分という運行(以下「運行1」という。)及び3時間23分という運行(以下「運行2」といい、運行1と併せて「本件各運行」という。)があり、乗務員は本件各運行のうち一の運行業務さえ行えばその一日の勤務が終了したととされ、その余の勤務時間相当分の給与は当該乗務員について不当利得に当たるところ、令和3年10月の乗務回数10回のうち6回が職員Aによって運行されており、職員Aの不当利得を指摘した上で、このような勤務になることを放置していることは、公営企業管理者等が負う管理監督責任を懈怠していること(主張3)などとして、職員Aに支払われた給与について、公営企業管理者、本件営業所1の長、職員A等にその返還を求めているものと解される。

(1) 請求人は、主張1に係る事実を証する書面として、本件営業所1に勤務している請求人の陳述書(以下「本件陳述書1」という。)及び職員Aの仕業雑勤務記録簿の写し(以下「本件記録簿」という。)を提出し、令和3年8月ないし10月の間の13日間について、実際には、職員Aが本件記録簿に記載の勤務内容を遂行しない、あるいは勤務所要時間を過大に記載しているなど、職員Aが職場放棄をしているなどとしている。

しかし、本件請求において、職員Aについて職場放棄をしたなどとする根拠は、本件記録簿に記載の「駅案内業務」について、職員Aの「案内業務をしている姿を一度も見たことがない」、「何人かの案内係員、何人かの同僚に聞いても」「案内業務をしている姿を見た憶えがな」く、当該業務は「再任用・再雇用職員」等で「十分足りており」職員Aが「わざわざ出向くまでも無い状況である」ということ、また、本件記録簿に記載の「ドライブレコーダー確認」について、「3時間45分と長い時間を取っているが常識では考えられ」ず、職員Aが本件営業所1の「所長らから目の届かない組合支部室」で確認をしているということ、であると解さ

れる。しかし、これらの主張は、請求人自身が乗務中に当該駅を通る際に当該職員Aを現認していないという部分的な主張にとどまるものや不特定の同僚等からの発言に基づくもの、さらには本件記録簿に記載の勤務内容についての請求人の評価に基づくものであって、本件記録簿に記載の時間や勤務内容が事実とは異なることを客観的に摘示しているものとは認められない。

- (2) 請求人は、主張2に係る事実を証する書面として、本件陳述書1及び職員Aの苦情処理簿の写し（以下「本件処理簿」という。）を提出し、令和3年10月の間の5日間について、苦情対応に要した時間を過大に記載し、実際は職員Aが労働組合の活動をしているなどとしている。本件処理簿によれば、「苦情対応場所」欄に「支部室」との記載が認められ、「時間」欄の記載からすると苦情対応に各日3時間ないし8時間要している。

しかし、本件請求において、職員Aの苦情処理に要する時間が過大であることや職員Aが勤務時間中に労働組合の活動をしていたとする根拠は、確かに、職員Aが組合支部室に居たことは窺えるが、「苦情処理の内容から見て」「長時間であり常識では考えられない」など、当該業務に対する請求人の評価を述べているものに過ぎず本件処理簿における勤務内容等に係る記載とは異なり、職員Aが組合活動をしていたとする事実を客観的に摘示しているものとは認められない。

- (3) 請求人は、主張3に係る事実を証する書面として、本件陳述書1、職員Aの勤務整理表の写し（以下「本件勤務整理表」という。）及び本件各運行を示した書面を提出し、標準の勤務時間より短時間で業務が終了したことになるとする本件各運行について令和3年10月の乗務回数10回のうち6回が職員Aによる乗務であり、当該乗務終了後に組合事務室にいるなどとして、職員Aの職務専念義務違反を指摘するとともに、このような勤務になることを放置していることは、公営企業管理者等が行うべき管理監督を怠っているなどとしている。本件勤務整理表によれば令和3年10月の乗務回数10回のうち6回は本件各運行であり、本件運行1は7時55分に出庫し9時53分に入庫すること、本件運行2は8時11分に出庫し11時54分に入庫することは確認できる。

しかし、本件請求において、職員Aが本件各運行に係る乗務終了後に勤務をしていなかったとする根拠は、本件運行1の入庫時刻（9時53分）及び本件運行2の入庫時刻（11時54分）が「まる完」（まる完とは予定の乗務が完了した意味であると解される。）であるということをもとに本件営業所1の副所長に確認し、この確認を受けて請求人は「後は組合支部室にいても、何をしていても構わないと

いうことを認めていることになる」としていること、職員Aが「業務終了後に組合支部室にいるということは、組合活動をやりながら、交通局から給与を得ているヤミ専従ということになる」としていることなどである。すなわち、請求人は、職員Aが本件各運行に係る乗務終了後に組合支部室にいることを主張しているが組合活動をしている事実を明らかにしていない。したがって、職員Aが職務専念義務に違反していたとする事実を客観的に摘示しているものとは認められない。

なお、請求人は本件各運行について、他の営業所でも同様の手法で特定の職員に職務専念義務を違法・不当に免れている事実の有無についての調査を求めているが、法第242条による住民監査請求は請求人において、財務会計上の行為の違法性又は不当性について主張することが必要である。

以上（1）ないし（3）のとおり、請求人は、職員Aが職務専念義務等に違反して勤務していなかったとする事実について客観的に主張・疎明しているとはいえず、本件請求は、財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

2 本件請求のうち本件営業所2における給与の一部返還を求める部分について

請求人は、本件営業所2において、バス車両の格納作業（以下「本件作業」という。）を本来行うべき乗務員らが行っていないとして、当該乗務員らに対して支払った給与のうち本件作業に要した時間に相当する金員は不当利得に当たるから、その返還を求めているものと解される。

本件請求において請求人は、本件営業所2では本件作業は始動員が行い、乗務員が行っていないことを証する書面として、本件営業所2に勤務している請求人の陳述書（以下「本件陳述書2」という。）を提出している。本件陳述書2によれば、「平成28年4月ないし令和2年1月13日まで始動員をし」、本件営業所2で「始動員として体験・見たことを述べます」「私が始動員を行っていた際」バス車両を「始動員が格納をしているのが現状です」との記載があることから、請求人が主張・疎明する不当利得の原因とされる行為の時期は平成28年4月ないし令和2年1月の間であり、これに基づく違法・不当な給与の支出は、平成28年4月ないし令和2年1月になされたものと解されるから、令和3年12月28日付けの本件請求は、当該支出の日から1年を経過したことが明らかであるところ、請求人は、1年を経過して本件請求をした正当な理由を主張・疎明していない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。